

1. IYOCA DC 会員規約

(1) 改定理由

A. 取引環境の変化に対応するため

IC カードの普及や EC 取引の増加など、クレジットカード取引に関する環境は変化しておりますが、現行会員規約では十分に対応できておりません。そこで、これらに対応するため、必要な規定を置くこととしました。

B. 民法、割賦販売法など関係法令の改正に対応するため

債権分野に関する民法改正(債権法改正)が 2020 年 4 月 1 日から施行され、定型約款に関する規定が新設されたほか、債権譲渡や消費貸借、委任に関する規定が修正されるなどしております。また、2021 年 4 月 1 日に施行された改正割賦販売法では、デジタル社会の進展を踏まえ、法定書面交付義務から情報提供義務に変更されるなどしております。そこで、これらの規定に対応するため必要な改正を行うこととしました。

C. できる限り明確でわかりやすい規定に改めるため

どのような要件のもとどのような効果が生じるかについてできる限り具体的に規定すること、必要に応じて計算式や表を活用することなどを通じ、規定内容ができる限り明確にかつわかりやすくなるようにしました。

(2) 主な改定点

A. 会員規約の形式面の変更

会員規約の各条項の配列を以下のとおり再整理しました。

- (a) カード会員契約の成立およびカード会員契約締結により会員が有する地位に関する事項 (第 1 編)
- (b) ショッピング利用に関する事項 (第 2 編第 1 章第 2 章)
- (c) キャッシングサービスの利用に関する事項 (第 2 編第 1 章第 3 章)
- (d) 支払に関する事項 (第 2 編第 4 章)
- (e) 退会、会員資格の取消等に関する事項 (第 3 編)

B. カード会員契約の締結により会員が有する地位に関する条項についての変更

- (a) 暗証番号を用いた取引が増加していることを踏まえ、暗証番号の設定および管理に関し求められる事項について現行規約より詳細に決めました (第 12 条)。
- (b) カードの占有喪失時の本会員の義務と責任の範囲につき整理しました (第 15 条)。
- (c) カード情報が不正利用される事案が発生していることを踏まえ、偽造カードまたはカード情報の他人利用のおそれが生じた場合の調査に関する事項を規定するとともに、偽造カードまたはカード情報が利用された場合の本会員が責任を負う範囲を明確にしました (第 17 条)。
- (d) クレジットカード本人認証サービスの普及を踏まえ、現在特約に定められているクレジットカード本人認証サービスが利用された場合の本会員の責任の範囲につき会員規約中に整理して決めました (第 20 条)。
- (e) 民法上故意または過失により契約上の義務に違反した場合にはこれにより生じた損害を賠償する義務を負うこととされているところ、上記 (1) から (4) までの義務については、本会員が故意または重大な過失により違反した場合に限り、カード等利用代金等相当額以外に当社に生じた損害についても当社が損害賠償を請求できることを規定しました (第 16 条 4 項)。
- (f) ネットショッピングサイトやコード決済事業者などにクレジットカード番号等を登録して利用することが増加していることを踏まえ、クレジットカード番号等を登録して利用できる場合を定めるとともに、登録されたクレジットカード番号等が利用された場合の本会員の責任の範囲を明記しました (第 21 条)。
- (g) 資金洗浄やテロ資金供与などの金融犯罪遂行を目的としもしくはその手段としてカード会員契約を締

結しまたはカード等を利用することが禁止されることを明示的に規定しました（第 27 条）。

(h) 家族会員に関する規定を整備しました（第 1 編第 3 章）。

C. ショッピング利用に関する条項についての変更

(a) 加盟店においてカード等を利用したときには、本会員が当社に対して売買代金等につき立替払の委託を申し込んだものであることを明確にするとともに、加盟店に対する支払について、取引の実態に合わせて規定を整備しました（第 45 条）。

(b) クレジットカード本人認証サービスの普及を踏まえ、これを利用すべき場合を定めました（第 48 条）。

(c) クレジットカード番号等を登録して利用することが増加していることを踏まえ、クレジットカード番号等を登録して利用できる場合を定めるとともに、退会等で会員資格を失った場合にクレジットカード番号等の登録を削除すべきことを定めました（第 49 条）。

(d) カードの不正利用を防ぐため、ショッピング利用時の本人確認等に関する規定を整備し、当社または加盟店が行う本人確認に応じるべきことを定めるとともに、加盟店から当社に対し、ショッピング利用に係る売買等に関する情報またはカード利用者に関する情報を提供できることを規定しました（第 52 条）。

(e) ショッピング利用に係る禁止行為等を整理しました（第 53 条）。

(f) いわゆるショッピング枠の現金化など、資金調達を目的とするショッピングの利用が禁止されることなど、基本的には現行会員規約と同様です。また、以下の事項を禁止行為として明示的に規定しました。

ア. 禁制品の購入など違法な目的または違法な行為の手段として行われる利用

イ. 金融商品取引法で認められる場合を除き、金融商品購入のための利用

ウ. 投機性が高い商品等の購入等に係る利用

エ. 不当にポイント、マイルなどカード利用による特典等を得ることとなる利用

海外加盟店でショッピング利用時に邦貨建て利用されるものが増加していることを踏まえ、海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建てで利用されたものについての規定を新設しました（第 56 条）。

(g) ボーナス併用分割払いの取扱い停止（2023 年 4 月 1 日以降）について規定（第 57 条、第 59 条）

D. キャッシングサービスに関する条項についての変更

(a) 金銭消費貸借契約につき、金銭の交付により成立することを定め、債権法改正で規定された合意のみによる金銭消費貸借契約（諾成的金銭消費貸借契約）ではないことを明確にしました（第 71 条）。

(b) キャッシングサービスに係る禁止行為として、事業性資金の借入を規約中に明記しました。また、利用地と返済地、利用日と返済日などからみて実質的に送金となるご利用については、法令に違反するおそれがあることから禁止であることを規定しています（第 75 条）。

E. 支払に関する条項についての変更

(a) 事務処理の都合により締切日および約定支払日に変更される場合の取り扱いについて、具体的に規定しました（第 89 条）。

(b) インターネットやスマートフォンの普及を踏まえ、かつ割賦販売法が改正されたことをうけて、ご利用明細について原則として電磁的記録の提供の方法によることを規定するとともに、ご利用明細書を送付する場合の取り扱いについて規定しました（第 90 条、第 91 条）。

(c) ショッピング利用代金のうち、分割払いの利用に係るものの遅延損害金の計算方法変更（2023 年 4 月 1 日以降に支払を遅滞した金銭債務、および期限の利益を喪失した金銭債務）について規定（第 95 条）

(d) ショッピング利用代金のうち、1 回払いまたはリボルビング払いを除く利用に係るものの遅延損害金につき、法令の改正により、最初に遅滞した時点における法定利率（変動利率が採用されています。現在は年 3%です。）によることとされており、当社においてもすでにそのとおり取り扱っておりますが、

今回、会員規約上も明確に規定しました（第 95 条）。

F. 退会、会員資格の取消その他の条項についての変更

- (a) 会員規約の変更につき、社会情勢または経済状況の変動、法令、自主規制機関の規則もしくは国際ブランドのルール変更または当社の業務もしくはシステムの変更などに対応するためその他の必要があるときには、民法の定めに従い変更することができる旨およびその手続を規定しました（第 107 条）。
- (b) 現行会員規約が一定の事由がある場合に、「カード利用の停止、会員資格の取消し、法的措置等の必要な措置」をとることができる点と定めていた点を改め、当社がとりうる措置につき会員資格の取消とカード等の利用停止の 2 種類であることを明確にするとともに、会員資格の取消とカード等の利用停止を別個に規定し、要件と効果の対応関係を明確にしました（第 109 条および第 110 条）
- (c) 会員資格の取消が本会員と当社との間のカード会員契約の解除であることを明確にしました（第 109 条）。
- (d) 現行会員規約が本会員または家族会員を区別せずに会員に一定の事由が生じた場合に無催告で会員資格を取り消しうると定めている点を改め、以下に区分して規定しました（第 109 条）。
 - ア. 本会員に生じた事由であって無催告で会員資格の取消に至るもの
 - イ. 本会員または家族会員に生じた事由であって、無催告で会員資格の取消に至るもの
 - ウ. 会員に生じた事由であって催告により会員資格の取消に至るもの
- (e) 現行会員規約で、会員資格取消事由とされている事項についてできる限り明確に定めました（第 109 条）。
- (f) 会員の責に帰すべき事由がない場合であっても、以下の事由があるときには、相当な予告期間を定めて通知することにより、カード会員契約を将来に向かって解約することができることを定めました（第 111 条）。
- (g) 更新カードを発行しなかった場合で、相当期間内に本会員から更新カード発行の申し出があり当社がこれを承認した場合を除き、有効期間満了時点でカード会員契約が終了することを明確にしました（第 112 条）。
- (h) カード会員契約が終了した場合の効果について明確にしました（第 113 条）。

2. 個人情報の取扱いに関する重要事項

(1) 改定理由

できる限り明確でわかりやすい規定に改めるため

どのような要件のもとどのような効果が生じるかについてできる限り具体的に規定すること、重要事項の内容ができる限り明確にかつわかりやすくなるようにしました。

(2) 主な改定点

- A. 第 3 条第 1 項の個人情報の利用目的に対する同意を撤回した場合でも、例外的に個人情報を取扱う事例を明記しました（第 11 条）。
- B. 保証会社から銀行へ提供される情報に「代位弁済完了後の返済状況等に関する情報」を追加しました（第 15 条）。